

矯正医官1問1答 Q & A

Q どのような診療を行うのですか。

A 基本的には、一般の医療と変わることはなく、成人では生活習慣病（高血圧、糖尿病等）、腰痛症、不眠等の精神疾患、少年では、ぜん息等呼吸器系疾患の患者が多く見られます。これらの疾患に対する医療や健康診断などを行います。診療科としては、内科、外科、精神科が主ですが、他の診療科目が専門の方も相談に応じます。

Q 被収容者の診療は、全てその施設の矯正医官が行わなければならないのですか。

A 各施設には常勤医師のほか、非常勤医師なども配置されています。施設内で対応できない専門的な検査や治療が必要な場合には、医療刑務所に移送したり、外部の医療機関に入院させるなどして対応することになります。

Q 矯正施設は全国にあるとのことですが、転勤はどの程度あるのですか。

A 転勤については、必要に応じ、本人の意向を参酌して実施しますが、転勤をしない医師も数多くいます。

Q 医師をサポートしてくれるスタッフはいますか。

A ほとんどの刑務所には、看護師及び薬剤師が配置されているほか、准看護師の資格を有する刑務官も配置されています。臨床工学技士、理学療法士などが配置されている施設もあります。

Q 矯正施設で勤務していて、受刑者や非行少年から脅されたり、殴られたりはしませんか。

A 診療には、必ず刑務官や法務教官が付き添うことになっていますので、脅されたり、暴行を加えられるような心配はありません。

Q 訴訟リスクはありませんか。

A 矯正医官の診療は、国の行為として行われるため、個人で訴訟リスクを抱えることはありません。訴訟対応の専門部署がありますので、国が全面的にバックアップします。

お問い合わせ先

業務内容等についての詳しい説明をさせていただき、ご質問にお答えします。また、施設見学も受け付けています。

■北海道地区

法務省 北海道矯正管区 矯正医事課
〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5
TEL: 011 (783) 3911
E-mail: sapporo.kyousei.ijika@gmail.com

■東海北陸地区

法務省 中部矯正管区 矯正医事課
〒461-0011 名古屋市中区白壁1-15-1
TEL: 052 (971) 5961
E-mail: nagoya.kyousei.ijika@gmail.com

■四国地区

法務省 四国矯正管区 矯正医事課
〒760-0033 高松市丸の内1-1
TEL: 087 (822) 4455
E-mail: takamatsu.kyousei.iji@gmail.com

■東北地区

法務省 東北矯正管区 矯正医事課
〒984-0825 仙台市若林区古城3-23-1
TEL: 022 (286) 0111
E-mail: tohoku.kyousei.ijika@gmail.com

■近畿地区

法務省 近畿矯正管区 矯正医事課
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-44
TEL: 06 (6941) 5765
E-mail: osaka.kyousei.iji@gmail.com

■九州地区

法務省 九州矯正管区 矯正医事課
〒813-0036 福岡市東区若宮5-3-53
TEL: 092 (661) 1137
E-mail: fukuoka.kyousei.ijika@gmail.com

■関東甲信越静岡地区

法務省 関東矯正管区 矯正医事課
〒330-9723 さいたま市中央区新都心2-1
TEL: 048 (600) 1500
E-mail: tokyo.kyousei.ijika@gmail.com

■中国地区

法務省 中国矯正管区 矯正医事課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30
TEL: 082 (223) 8161
E-mail: hiroshima.kyousei.ijika@gmail.com

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省 TEL: 03-3580-4111 (代表)

E-mail: kyouseiikan@moj.go.jp

矯正局総務課人事企画係 矯正医官採用担当 (内線 2552, Fax03-3592-7647)

矯正局矯正医療管理官室 矯正医官採用担当 (内線 5639)



ホームページでも情報を提供しています。

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SAIYO/>



東京拘置所

刑務所・少年院等

常勤医師募集

全国の刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所において、被収容者への診察や健康管理などを行う医師を募集しています。

国家公務員として
安定した勤務が可能です。

刑事司法の一翼を担うほか、
公衆衛生上も重要な仕事です。

受刑者等の再犯防止のため、
その心身の健康回復を担います。

法務省 矯正局



採用条件

1 採用予定官職

常勤の法務技官（矯正医官）として、次のような役職に採用されます。

- 医務（医療）部長
- 医務課長
- 医師

※採用後、医療刑務所長、医療少年院長など医系幹部職員への登用の道も開かれています。

3 採用予定施設

全国の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）

※具体的な採用施設及び採用時期については、御希望を伺いますので、御相談ください。

給与等

1 年収（見込み）約1,000万円～

（給与・手当を含む）
（令和6年の全矯正医官の平均支給額約1,400万円）

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。

3 宿舎

希望により、施設に隣接する宿舎に無料で入居することができます。

勤務の 態様

1 フレックスタイム制

通常の勤務時間は8時30分から17時までですが、自己申告に基づき、勤務開始時間と終了時間を変更することが可能です（4週間当たり155時間の勤務となります。ただし、月曜～金曜の昼間2時間以上は勤務していただく必要があります。）。

2 応募資格

- 医師免許を有する者
- 年齢不問

（定年年齢以上の方は、3～5年の任期を定めた採用になります。）

4 勤務時間

1週間当たり38時間45分
勤務時間のうち、週19時間以内で、外部医療機関での兼業も可能です。
※希望によりフレックスタイム制が可能

2 休暇等

- 休日：土曜、日曜、年末年始、祝日
- 休暇：年次休暇（年間20日間、最大40日間）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）、介護休暇

4 その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

2 外部医療機関等での 調査研究

1週間当たり19時間を限度として、外部医療機関や大学等において、調査研究や医療技術向上を目的とする勤務をすることができます。同勤務は、勤務時間に含まれます。

兼業

国家公務員の医師の中で、矯正医官については、兼業の特例が認められています。

申請により承認

勤務時間の内外を問わず、報酬を得て外部医療機関等で診療を内容とする兼業を行うことが可能です。

※勤務時間内の兼業は、1週間当たり19時間が限度となります（その分の給与は減額されます。）。
**国家公務員の身分を保持しながら
地域医療機関で勤務できます。**

仕事と家庭の両立を推進

子育てをしながら働いてみませんか？
仕事と家庭を両立させる仕組みがたくさん整備されています。

- 育児休業
子が3歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。
- 育児短時間勤務
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間の勤務が可能です。
- 育児時間
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であれば、1日につき2時間の範囲又は1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で育児時間を取得できます。

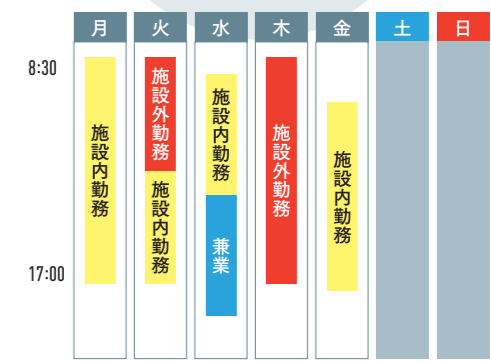
矯正医官の魅力

1

勤務には比較的余裕があり、残業はほとんどありません。また、医療刑務所など「病院」の指定を受けている一部の施設を除き、**平日の当直や土曜・休日の日当直はありません。**

2

矯正施設外での調査研究や兼業が柔軟に認められています。また、フレックスタイム制により、柔軟な勤務時間配分が可能です。臨床医療に従事しつつ、調査研究をされたい方には最適な職場です。



矯正医官の勤務イメージ

現職の矯正医官から



高松刑務所
（高松少年鑑別所併任）
池田 正行

日本内科学会総合内科専門医、
BMJ、Lancetなどに掲載臨床論文多数
NHK「総合診療医ドクターG」にも出演

塀の内外をつなぐ

2013年4月、私は長崎大学から高松少年鑑別所に異動しました。その異動には怪談も美談も縁が無いのですが、 Dengue熱を始めとする熱帯病のワクチン・治療薬開発を専門とする医学部教授から矯正医官に任官したので、左遷されたと思った人が多かったのか、幸い異動の理由を根掘り葉掘り訊かれることはありませんでした。高松刑務所でもご多分に漏れず高齢化が進行しているため、思春期医学と老年医学を共に学ぶことができる、恵まれた環境で診療しています。矯正医療の一番の魅力は、思考停止に陥らずに済むことです。経済的に余裕がある患者さんが、高度な診療機器を備えた医療機関を受診すれば、患者も医師も共に何も考えずに、より新しいより高価な診療手段に走ります。今この瞬間、何をどう考えてどう行動するのが「お互いの」幸せにつながるのか？その根本的な問いかけは、限られた手段・設備の中でこそ発生します。塀の中は常に塀の外を意識する場所です。塀の中にはそこでしか得られない学びがあります。一方で塀の中は塀の外の縮図ですから、塀の中の学びは必ず塀の外で役に立ちます。それを実証することが私の務めと思える毎日が幸せです。